

中国最新法令 < 速報 >

※月2回発行

2024年4月26日号(No.421)

I. 重要法令等の解説

1. 「事業者独占禁止コンプライアンス指針（意見募集稿）」

2. 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置

（ネガティブリスト）（2024年版）」、

「自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：小野寺 良文

II. 注目法令等の紹介

1. 「自然資源分野データ安全管理規則」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「事業者独占禁止コンプライアンス指針（意見募集稿）」¹

国家市場監督管理総局 2024年3月21日公布、意見募集期限 2024年4月3日

執筆担当：吉 佳宜、塩崎 耕平

国家市場監督管理総局は、2024年3月21日、2020年9月11日に公表された「事業者独占禁止コンプライアンス指針」を初めて改正することになる「事業者独占禁止コンプライアンス指針（意見募集稿²）」を公表した。この意見募集稿は、既存の独占禁止に関するコンプライアンス指針や手引³を踏まえつつ、より具体的なルールや参考例を示しているため、事業者が社内の独占禁止コンプライアンス管理体制を構築・改善する際に、より実行可能かつ運用性の高いガイドとなり得るものである。

本指針には法的拘束力がないが、特に、コンプライアンス奨励措置に関する記載、すなわち、事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が独占禁止法執行機構による行政処罰の減免、調査の中止・終了等の考慮要素となる可能性がある点とされている点は、注目に値し、実務上参考となると考えられる。

(1) 適用対象

「事業者独占禁止コンプライアンス指針（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）は、①中国国内において経済活動に従事する事業者、及び②中国国外において経済活動に従事しているが、当該経済活動が中国国内の市場競争に影響を与える

¹ 原文「经营者反垄断合规指南（征求意见稿）」

² 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があることに留意されたい。

³ 例えば、2023年9月5日に施行された「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」（[本ニュースレターNo.408（2023年10月13日発行）](#)）や、2019年1月26日に施行された「上海市事業者独占禁止コンプライアンス手引」等の地方法令がある。

中国最新法令〈速報〉

事業者にも適用される（2条）。

(2) コンプライアンス奨励措置

コンプライアンス奨励措置は、本意見募集稿で始めて言及されるものではないものの⁴、本意見募集稿は、その適用範囲を全ての独占行為まで拡大し、奨励される措置の種類も拡張している。具体的には、下表のとおり、①調査前、②確約制度適用中、③リニエンシー制度適用中、及び④行政処罰決定前という4つの段階におけるコンプライアンス奨励措置を列挙した。

	適用段階	適用措置
①	調査前 ⁵	独占禁止法執行機構が独占の疑いのある行為を調査する前に、事業者が独占の疑いのある行為を終了しており、かつ、 <u>独占の疑いのある行為が軽微であり、競争上の損害を与えていない場合</u> 、同機構は、事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築及び実施状況について、遅滞なく是正されたか否か、又は事業者の主観的な過失があるか否かを判断する際の考慮要素とすることができ、行政処罰を与えないことができる（34条）。
②	確約制度 ⁶ 適用中	事業者が、独占禁止法執行機構の認める期間内に具体的措置を講じ、独占の疑いのある行為の影響を除去することを確約した場合、独占禁止法執行機構は、 <u>事業者独占禁止コンプライアンス管理制度の構築状況について、調査を中止するか否かを決定する際の考慮要素とすることができ、調査を終了するか否かを決定する際に、同管理制度の実施状況を評価することができる</u> （35条）。
③	リニエンシー制度適用中	事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占合意の形成に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提出した場合、事業者が <u>独占禁止コンプライアンス管理制度を積極的に構築又は改善し、効果的に実施し、かつ違法行為の結果の軽減又は除去状況に重要な役割を果たしたことが証明できれば、処罰減免の範囲内でより大きな処罰減免の幅を適用することができる</u> （36条）。
④	行政処罰決定前 ⁷	独占禁止法執行機構が行政処罰を決定する前に、事業者が <u>独占禁止コンプライアンス管理制度を積極的に構築又は改善し、効果的に実施し、違法行為の結果の軽減又は除去に係る状況に重要な役割を果たした場合</u> 、独占禁止法執行機構は、 <u>情状を酌量して軽きに従い処罰し、又は処罰を軽減することができる</u> （37条）。

なお、コンプライアンス奨励措置の申請に対する審査は、実体を審査することとされているため、形式的に独占禁止コンプライアンス管理制度が存在していることのみ

⁴ 例えば、2023年9月5日に施行された「事業者集中独占禁止コンプライ手引」では、「事業者集中」に関する独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が、違法な「事業者集中行為」に対する当局による「行政処罰の減免」の考慮要素となる可能性があることが明記されている。

⁵ 当該「調査」とは、正式立件調査を指すか、正式立件調査前の違法行為の端緒等の調査段階も含むかは不明確である。

⁶ 確約制度は、中国独占禁止法53条に規定されており、関連する指針として、2019年1月4日に施行された「独占事案における事業者の確約に関する指針」が存在する。

⁷ このことから、調査開始後に事業者が独占禁止コンプライアンス管理制度を構築又は改善することにより、当局にコンプライアンス奨励措置を申請し、事業者への行政処罰を軽減することができる余地も想定し得る。もっとも、独占禁止コンプライアンスリスクの予防・低減の観点からは、平時から有効な独占禁止コンプライアンス管理制度を構築しておくことが望ましいものと考えられる。

中国最新法令 < 速報 >

では、実体審査の要件を満たさないことに留意する必要がある（38条）。

(3) 独占禁止コンプライアンス管理制度・組織の構築

ア リスク管理の原則的な考え方

本意見募集稿は、事業者が、市場の競争状況、所属業界の特性、自社のコンプライアンスリスクがどこにあるかに応じて独占禁止コンプライアンス管理を実施することを奨励する（4条1項）。具体的には、①大規模事業者には、比較的完全な内容の独占禁止コンプライアンス管理体制の構築が求められるが、②中・小規模事業者には、自らの実情に照らし、発展段階及び能力に適した独占禁止コンプライアンス管理体制の構築を求める（4条2項）。

イ 事業者内部における管理組織の構築

事業者は、需要に応じて独占禁止コンプライアンスの管理組織を構築し、意思決定、管理及び執行という3つのレベルにおいて、対応する管理責任を分配することができる（7条3項）。また、専門的、かつ質の高い独占禁止コンプライアンス管理チームの設立、事業規模・コンプライアンスリスクのレベル等に適した独占禁止コンプライアンス管理要員の配置が奨励されている（12条）。

これに関連し、本意見募集稿で示されている、事業者内部における独占禁止コンプライアンス管理組織及びそれぞれの役割については下表のとおり整理できる。

組織		役割	
独占禁止 コンプラ イアンス 管理機構	コンプライアンス 統制機構	・最高機関 ・独占禁止コンプライアンス管理を組織してリードし、かつ統括する。独占禁止コンプライアンス管理の重大事項の検討及び決定に責任を負う（7条2項）。	独占禁止コンプライアンス管理業務の統括、組織及び推進に責任を負う（6条）。
	コンプライアンス 管理責任者	独占禁止コンプライアンス管理の全体配置及び組織実施に責任を負う（7条2項）。	
	コンプライアンス 管理主導部門	独占禁止コンプライアンス管理業務の具体的な実施及び他部門へのコンプライアンス支援に責任を負う（7条2項）。	
業務部門		当該部門の日常的な独占禁止コンプライアンス管理業務に責任を負う（6条）。	
職能部門		<ul style="list-style-type: none"> ・職能部門とは、監査、法務、内部統制、リスク管理及び監督等の部門を指す。 ・それぞれの職務権限の範囲内で独占禁止コンプライアンス管理の職務を遂行する（6条）。 	

上記アで記載したように、大規模事業者には、比較的完全な内容の独占禁止コンプライアンス管理体制の構築が求められるところ、本意見募集稿における当該内容が正式版にも反映された場合、少なくとも大規模事業者は、上表に掲げた組織を設立することが推奨されることが想定される。

中国最新法令 < 速報 >

(4) コンプライアンスリスクの把握・管理

本意見募集稿は、事例を通じて、事業活動を行う際に回避すべきコンプライアンスリスクの高い行為⁸の具体例や、注意喚起すべきリスクの高い人員⁹を列挙し、コンプライアンスリスクの識別及び評価に、より詳細なガイダンスを与えている(第3章)。

また、本意見募集稿は、事業者が中国国外で事業を行う場合、現地における独占禁止関連法規を理解及び遵守することの重要性を強調している。そのうえで、中国国外で重大な独占禁止法リスクが発生した場合、独占禁止コンプライアンス管理組織が、企業の意思決定層及び高級管理層に遅滞なく報告し、内部調査及び対応措置を講じることを要求するとともに、海外企業及び対外投資連絡サービスプラットフォーム等のルートを通じて、関連政府部門及び在外公館に報告することも奨励した(21条)。

(全42条)

2. 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)」、「自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)」¹⁰

商務部 2024年3月22日公布、2024年4月21日施行

執筆担当：原 潔、青山 慎一

商務部は3月22日に「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)」(以下「全国版リスト」という。)及び「自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置(ネガティブリスト)(2024年版)」(以下「自貿区リスト」といい、全国版リストと併せて「両リスト」と総称する。)を公布し、2024年4月21日より施行する。

今回の両リストの公布に先立ち、2021年、商務部は「海南自由貿易港クロスボーダーサービス特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)」¹¹(以下「海南リスト」という。)を公布し、海南リストは2021年6月10日に海南自由貿易港において施行された。海南リストは国外のサービス提供者が海南自由貿易港内へ提供するサービスを対象とし、クロスボーダーのサービス分野(クロスボーダー供給、海外消費、自然

⁸ 独占禁止法で禁止されている独占合意行為、市場支配的地位濫用行為、事業者集中行為、行政権限の濫用による競争の排除又は制限行為に係る独占行為、審査及び調査への協力を拒絶する行為

⁹ 高級管理職、業務部門管理者、営業部門担当者、競争上機微な情報を知る担当者その他競争関係にある事業者と接触する可能性のある担当者、仕入部門担当者、コマーシャル部門担当者、マーケティング部門担当者その他川上・川下事業者と接触する可能性のある担当者、価格決定・対外投資決定及びその実施に責任を持つ担当者

¹⁰ 原文「跨境服务贸易特别管理措施(负面清单)(2024年版)」、「自由贸易试验区跨境服务贸易特别管理措施(负面清单)」

¹¹ [本ニュースレターNo.358\(2021年8月27日発行\)](#)をご参照。原文は「海南自由貿易港跨境服务贸易特别管理措施(负面清单)(2021年版)」

中国最新法令 < 速報 >

人移動)に関する国家レベルでは初めてのネガティブリストであり、11分野¹²・70項目の特別管理措置を列挙していた。海南リストに記載されていない分野は、海南自由貿易港内において、国外のサービス提供者も内国民待遇を受けることができる。

今回、公布された両リストは、いずれも海南リストを基に作成され、全国版リストは中国全土において、自貿区リストは中国全土の自由貿易試験区に対象地域を拡げて適用されることになったものであり、両リストの内容は海南リストと重複するものが多い。両リストは、それぞれ国外のサービス提供者が国境を越えて中国国内に提供するサービス、自由貿易試験区内の営業主及び個人へ提供するサービスを対象とし、海南リストと同様の11分野においてそれぞれ71項目、68項目との特別管理措置を列挙している。

(1) 主な特別管理措置項目

両リストは、海南リストと同様に、国外サービス提供者は、中国国内でたばこ製品の販売及び輸出入に従事してはならないこと、中国国内でインターネット新聞情報サービスに従事してはならないことなどを規定した。

両リストは、海南リストに記載された項目に加えて、主に以下の特別管理措置項目を規定している。

全国版リスト	自貿区リスト
✓ 国外の個人は、競売士執務資格試験の受験を申請してはならない(全国版リスト5条)	なし
✓ 外国船舶検査機構は、中国に船舶検査機構を設立していない場合、中国国内における船舶検査活動を実施するために人員を派遣又は雇用してはならず、中国国内で発行した証明書、報告書等の文書は無効である(全国版リスト10条、自貿区リスト9条)	
✓ 許可を受けていない場合、国外信用情報収集機構が国内で信用情報収集業務に従事してはならない。(全国版リスト39条、自貿区リスト38条)	
中国国外で設立された経営主体及び国外個人は、通関業務に従事してはならない(全国版リスト46条)	なし
国外の個人は以下の資格試験の参加を申請してはならない： (1) 資産評価士資格試験、(2) 鉱業権評価職業資格試験、(3) 不動産鑑定士資格試験、(4) 登録測量製図士資格試験、(5) 登	国外の個人は以下の資格試験の参加を申請してはならない： (1) 資産評価士資格試験、(2) 鉱業権評価職業資格試験、(3) 登録測量製図士資格試験(自貿区リスト54条)

¹² ①農林牧漁業、②建築業、③卸売・小売業、④交通運輸倉庫、郵政業、⑤情報通信、ソフトウェア及び情報技術サービス業、⑥金融業、⑦リース、ビジネスサービス業、⑧科学研究、技術サービス業、⑨教育、⑩衛生、社会活動、⑪文化・スポーツ、娯楽業

中国最新法令 < 速報 >

録都市農村計画士職業資格試験、(6) 実地調査・設計登録エンジニア資格試験、(7) 登録監督管理エンジニア試験(全国版リスト56条)	
国外の個人は、執務獣医師資格の受験、登録、届出を申請してはならない(全国版リスト60条)	なし

上表の追加条項以外に、海南リストにおける既存項目について、主な変更点は下記のとおりである。

- 新製品の追加：
禁止従事するたばこ製品について、明確に「電子タバコ等の新型たばこ製品を含む」と記載(全国版リスト4条、自貿区リスト4条)
- 銀行間外国為替市場に参加できる状況の増加：
海南リストに比べて、両リストは中国債券市場に投資する国外投資機構の投資者はプライムブローカレッジモデル(原文「主經紀模式」)によって参加できること、国外銀行類機構投資者が直接参加できること、認可を受けたその他の国外機構が参加できることを新たに規定(全国版リスト38条、自貿区リスト37条)

(2) 両リストの適用範囲

全国版リストと自貿区リストの適用範囲が異なっており、全国版リストは、中国国内の全地域に適用され、国外のサービス提供者が越境の方式¹³により提供するサービスに適用される。自貿区リストは、自由貿易試験区にのみ適用され、明示的な除外規定がある条項¹⁴を除き、国外のサービス提供者が自由貿易試験区内の経営主体及び個人にサービスを提供する場合にのみ適用される。

また、両リスト以外の分野は、国外サービス提供者及びそのサービスも国内サービス提供者と同じ待遇を受けられる(内国民待遇)ものとし、商業拠点設置モデルによってサービスを提供する場合、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)又は自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)の関連規定が適用される(全国版リスト説明一、二、自貿区リスト説明一、二)。

国外のサービス提供者によるクロスボーダーサービス貿易の展開に対して、香港・マカオ・台湾においてより優遇された措置がある場合、締結・参加した国際条約等によりさらに優遇される規定がある場合、関連規定に従い実施することができる(全国版リスト説明五、自貿区リスト説明五)。また、海南自由貿易港等特殊経済区において、条件に合致する国外のサービス提供者に対して、さらに優遇措置がある場合、関連規定に従い実施する(全国版リスト説明五)。

¹³ クロスボーダー支払、国外消費、自然人移動モデルを指す。

¹⁴ 例えば、自貿区リスト7条。

中国最新法令 < 速報 >

(3) 両リストの差異

前記(1)の特別管理措置項目の差異のほか、自貿区リストは全国版リストよりも以下の点において自由度の高い規定となっている。

- 自貿区において、国外の個人が証券投資コンサルティング業務に従事することを認めた(全国版リスト30条、自貿区リスト29条)
- 自貿区において、国外の個人が先物取引コンサルティング業務に従事することを認めた(全国版リスト34条、自貿区リスト33条)
- 自貿区で就職する国外の個人が証券口座や先物口座を開設することを認めた(全国版リスト36条、自貿区リスト35条)
- 全国版リストでは、中外合作テレビドラマの主要制作者¹⁵の「1/3以上」は中国人であるという条件があるのに対して、自貿区リストでは割合が「25%以上」に引き下げられた(全国版リスト68条、自貿区リスト65条)

(4) その他

上記の他、両リストに記載されていない国家安全、公共秩序、金融プルーデンス(原文は「金融審慎」、社会役務、生物資源、人文社会科学研究開発、文化新業態、文化財の保護、航空事業権、移民及び就職措置並びに政府が職能行使と関連のある措置は、現行規定に従い実施するとされる(全国版リスト説明四、自貿区リスト説明四)。

(全国版リスト 全71条、自貿区リスト 全68条)

II. 注目法令等の紹介

1. 「自然資源分野データ安全管理規則」¹⁶

自然資源部 2024年3月22日公布、同日施行

執筆担当：高玉婷、森規光

自然資源分野データ安全管理規則(以下「本規則」という。)は、「データ安全法」等に基づき、自然資源分野におけるデータ(基礎地理情報、地理情報データ、鉱産資源等の自然資源の調査に関するデータ、国土空間計画データ、自然資源管理に関するデータ等)の安全管理を促進するために制定された。

本規則では、自然資源分野におけるデータの重要度(データが漏洩等した場合における危害の対象、程度及び範囲)に基づき、一般データ、重要データ、及び核心データの3等級に区分されている(9-10条)。そして、これらの等級に応じて、自然資源分野データの取扱行為(収集、保存、加工・利用、伝送、提供、公開、廃棄、域外へ

¹⁵ 脚本家、プロデューサー、監督、主要俳優

¹⁶ 原文「自然资源领域数据安全管理办法」

中国最新法令 < 速報 >

の提供、移転、委託処理等)について、安全管理のための要求事項が規定されている(12-23条)。特に、重要データ及び核心データの取扱者に対しては、情報の報告・届出(11条)及び安全評価の実施(25条)との義務を定められている。これらのルールの大枠は「工業及び情報化分野データ安全管理規則(試行)」¹⁷と類似していると考えられる。

(全 37 条)

Ⅲ. その他の法令等一覧

2024年3月25日から2024年4月8日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「食品企業による包装食品の生産日及び賞味期ラベル標識の最適化の奨励に関する公告」
(原文：关于鼓励食品企业优化预包装食品生产日期和保质期标签标识的公告)
(国家市場監督管理總局、2024年3月21日公布、同日施行)
2. 「国家計量技術規範管理規則」
(原文：国家计量技术规范管理办法)
(國務院、2024年3月8日公布、2024年5月1日施行)
3. 「2024年情報通信業界における安全生産及びネット運営安全業務の遂行に関する通知」
(原文：关于做好2024年信息通信业安全生产和网络运行安全工作的通知)
(工業情報化部弁公庁、2024年3月19日公布、同日施行)
4. 「食品添加物生産許可審査細則(意見募集稿)」
(原文：食品添加剂生产许可审查细则(征求意见稿))
(国家市場監督管理總局、2024年4月3日公表、2024年5月3日まで意見募集)
5. 「銀行保險機構データ安全管理規則(意見募集稿)」
(原文：银行保险机构数据安全管理办法(征求意见稿))
(国家金融監督管理總局、2024年3月23日公表、2024年4月23日まで意見募集)
6. 「『民法典』婚姻及び家族編の適用に関する解釈(二)(意見募集稿)」
(原文：关于适用<中华人民共和国民法典>婚姻家庭编的解释(二)(征求意见稿))
(最高人民法院、2024年4月7日公表、2024年4月30日まで意見募集)

¹⁷ 工業情報化部制定、2022年12月13日公布、2023年1月1日施行。[本ニュースレターNo.391\(2023年1月13日発行\)](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『《日系企業が押さえておくべき》中国赴任者のための『中国労働法』の基礎知識』
開催日時 2024年5月8日（水）14:00～17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第5395回金融ファクシミリ新聞社セミナー「中国における「環境規制」の徹底理解－基礎から最新の処罰事例までをわかりやすく解説－』
開催日時 2024年7月3日（水）13:30～15:30
講師 五十嵐 充、水本 真矢
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太
五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大厦 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com